

16番		浅井 寿美 議員	
項目	1. 政策づくりにおいて真に民主的な意思決定を	項目	2. 「車がなくても生活できる」を基準に公共交通の充実を
	<p>①日本国憲法にうたわれている地方自治の本旨のひとつに「住民自治」があります。「住民自治」とは、地方政治がその地方に住む住民の意思に基づいて行われなければならないという考え方です。現在、本市の政策にかかわる意思決定に「住民自治」の考え方が十分に生かされていない現状があると考えます。</p> <p>昨年9月以降、本市では住民の暮らしに直結する重要な案件が次々と発表されました。中でも本山中学校の跡地利用計画、および瀬戸市障害者手当の廃止は来年度以降の予算に大きく影響するものでした。本山中学校の跡地利用は、議会へ説明された時はすでに構造改革特区の申請後であり、申請が通れば12月議会の会期末に関連議案が提案される手はずとなっていました。障害者手当の廃止に至っては、当事者の生活の実態を把握せず、意見聴取もしない段階での提案でした。結局、予算削減効果を狙ったために結論ありきで事が進み、住民の意思をくみ取る暇もなかったと理解していますが、見解を求めます。</p>		<p>①議会が取り組んでいる意見交換会「せとまちトーク」では、実施した8中学校区のうち6中学校区で「公共交通の充実」が重点課題の一つに選ばれました。また厚生文教委員会が2度にわたって取り組んだ地域包括支援センターの職員との意見交換会でも、高齢者にとっての深刻な課題の一つに「移動手段の不足」が挙げられています。これは、固定化した一部の市民の意見ではなく、高齢者を含む弱者が買い物など自立した日常生活を送れなくなっているサインであり、改善が図られなければ、さらに高齢化が進むにつれて、ますます住みづらい街になっていくと考えます。本市の公共交通の現状をどのように認識されているか伺います。</p> <p>②コミュニティバス2台の定員増、またにじの丘学園への基幹バス増発、増便で、公共交通全体の予算案が拡充されました。また、陶生病院にバスロータリーが完成し、コミュニティバスの乗り入れ運行が始まりました。しかし、残念なことに、乗り入れを予定していた路線は、全便乗り入れと引き換えに1～2便の減便が提案されました。週3日で1日おきの下半田川線では、陶生病院への乗り入れはせず、便数の確保を選択、曾野線、本地線では、減便に対する結論が出ず、結局2月から陶生病院のロータリーへ乗り入れたのは、以前から全便乗り入れていたこうはん線のみとなっています。本来、陶生病院への通院が便利になると喜ばれるべき乗り入れと、便数確保をなぜ天秤にかけなければならないのでしょうか。</p>

16番		浅井 寿美 議員	
項目	2. 「車がなくても生活できる」を基準に公共交通の充実を	項目	3. 本山中学校跡地への株式会社の小学校誘致は瀬戸市民の福祉増進に寄与するか
<p>結局、市民の要望だったバスロータリーは、ハブ化を目指して建設されたにもかかわらず、それを活かすための予算を組めないために、基幹バスは減便、コミュニティバスは全便乗入れが出来ないという事態となっています。瀬戸市地域公共交通網形成計画の新規事業がその効果を発揮できない状況についてどのようにお考えか、伺います。</p> <p>③瀬戸市の地形と人口動態をみると、市民の要望に応じていたらきりが無い、という意見もあります。だからこそ、喫緊の課題は何なのか、バス停の変更なのか、路線の見直しや新設が必要なのか、これらを見極めるのが行政や議会の仕事ではないでしょうか。収支率が低すぎるという声もあります。改善を行って利用者が増えても、コミュニティバスが黒字になることはありません。だからこそ公共の事業であり、国は「領収書扱い」で赤字分の8割を補填する特別交付税を制度化しているのです。</p> <p>まずは、どんな改善を市民が求めているのか、その声を真摯に受け止め、特別交付税を財源とした整合性のある予算を確保する、このような政治姿勢こそ必要と考えますが、見解を伺います。</p>		<p>① 2002年に始まった構造改革特別区域制度の目的について内閣府は、「実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている」と規定し、「地域を限定して改革し・・・地域を活性化させることを目的」とするとしています。</p> <p>しかし2012年政府は、「経営が不安定で教育や研究に問題がある学校が少なくない」という理由で、株式会社の学校設立を全国的に解禁しない方針を出し、当時あった27校（大学5、通信制高校21、小学校1）には学校法人への移行を支援してきました。現在、特区制度の下で運用されている株式会社の学校は、学校法人等に移行したものを除き、通学制小学校2校、通信制高校16校となっています。</p> <p>これまで特区を活用して実施された事業で全国解禁をしなかった事例は「株式会社の学校」を含めて数件であり、国は株式会社の学校の経営・教育内容が子どもに与える影響を強く懸念していたことがうかがえます。政策的に縮小に向かっている株式会社の学校を、あえて本市に誘致する目的と効果を伺います。</p>	

16番		浅井 寿美 議員	
項目	3. 本山中学校跡地への株式会社の小学校誘致は瀬戸市民の福祉増進に寄与するか	項目	4. 気候変動による危機を正面から受け止め、プラスチック製容器包装を分別し焼却をやめるべき
<p>②相模原市にある「LCA 国際小学校」は2018年春の生徒数は280名ですが、その前年度は退学者数25名となっており、退学率は同程度で推移しています。また2019年度は入学者が減少し、2020年度の入学者の募集人数を減少させており、相模原市の学校評価では「経営の見直しを図ることが必要」との指摘がされています。また教員の退職者数も「数年前より多い状況」となっています。特区の認可を受けた自治体は、万が一学校経営が破綻すれば、セーフティーネットとして在校生の転入先を確保する義務があります。「LCA 国際小学校」の経営の見直しについて、見解を伺います。</p> <p>③2020年度は本市にとって、4月にじの丘学園の開校を迎え、市全体も小中一貫教育をスタートさせる重要な年です。しかし、いま特区が認可されれば、市は私立学校審議会を速やかに設置し、また専任の担当者を配置して、学校の経営状況の把握が可能となるよう体制の整備を行い、2021年4月の開校を目指すこととなります。これらは教育委員会の事務となりますが、加えて政府は、特区の全国解禁は困難との判断を受けて、現存する学校について自治体による指導を強化する方針を出しており、担当部局への過重な負担も懸念されます。2020年度は本市の子どもたちが通う小中学校の教育に専念するために、株式会社による学校設立の事業展開は見直すべきと考えますが見解を伺います。</p>		<p>①ごみ処理費用の削減、環境対策のためにごみの減量は重要な課題です。本市の1人1日当たりの家庭系ごみの量は近隣自治体よりも多く、リサイクル率も低くなっています。</p> <p>昨年10月、「ごみ非常事態宣言」と銘打って市民説明会が開かれ、その中で、ごみ減量のための方法のひとつに「ごみ処理費有料化の検討」がありました。全国で約6割の自治体のごみの排出抑制や公平性を理由に有料化を実施していますが、ごみ減量効果については2年から3年で、その後は実施前の水準に戻る傾向にあることが分かっています。本市において最も即効性のある減量方法は容器包装リサイクル法に基づくプラスチックの分別収集ではないでしょうか。見解を伺います。</p> <p>②近年、世界的に極端な気候変動やそれによる災害が頻発する中で、各地で気候ストライキをする若者や、気候非常事態宣言をする自治体が急増しています。2019年9月には20か国1075自治体、その後国内でも5自治体が気候非常事態宣言を行っていますが、気候危機ともいえる事態をどのように認識されるか伺います。</p>	

16番		浅井 寿美 議員	
項目	4. 気候変動による危機を正面から受け止め、プラスチック製容器包装を分別し焼却をやめるべき	項目	5. 障害者福祉に対する市長としての政治姿勢を伺う
<p>③CO2などの温室効果ガスによる地球温暖化は、たとえ今排出量をゼロにしても1000年続くと言われていています。本市は温室効果ガスの削減目標をCO2の総排出量で7.4%以上としています。同時に本市はプラスチックの焼却によって、生ごみ焼却の150倍の温室効果ガスを発生させ続けていることを自覚しなければなりません。目標をどのように達成するのか伺います。</p> <p>④国内でも異常気象が毎年大きな災害を引き起こしている今、これこそ「非常事態宣言」に値するものではないでしょうか。やるべきはまず、プラスチック製容器包装の焼却をやめることと考えますが、見解を伺います。</p>		<p>①2006年国連で採択された「障害者権利条約」は、翌年日本も署名し、2008年発効しました。国内ではいくつかの法整備を経て、2014年条約が締結されました。条約締結の効果について当時の外務省は「我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化される」としています。この条約は本市の障害者施策にどのように生かされてきたのでしょうか。また新年度を迎えるにあたり、今後の障害者施策についてどのような抱負をお持ちか伺います。</p> <p>②障害者施策の中で、県内のすべての市町村が独自に行っている施策に、障害者に対する手当があります。これらはすべて現金支給又はこれに準ずる商品券の支給となっていますが、本市においても一定の条件以外は障害の区別なく現金支給を行う瀬戸市障害者手当支給事業を行っています。今回市は「財政危機」と、この間多くの障害者サービスがつくられてきたことを理由に障害者手当支給を見直す予算を組みました。しかし、障害者一人ひとりにとっては、利用できるサービスは限られ、サービス利用の際には自己負担が発生する場合があります。そもそも自立できる収入を得ることが困難な障害者にとって、現金またはそれに相当する手当の支給は、障害者の社会参加への貴重な一助となっていると考えます。だからこそ県内他の自治体は同様の手当を継続しているのではないのでしょうか。障害者の生活実態の調査すら行わず、様々なサービスの創設をもって現金支給は「役割を終えた」とするのはあまりに早計で、妥当な判断とは言えないと考えます。去る2月10日、市長は障害者手当</p>	

16番		浅井 寿美 議員	
項目	5. 障害者福祉に対する市長としての政治姿勢を伺う	項目	
<p>の継続を求める市民との懇談の中で、「障害者福祉政策の全体から見て、(手当は)一定の成果、効果を見たので手当の廃止の準備をしている」とし、市民から効果の判断基準を聞かれると「僕の価値観です」と発言されたと聞いています。</p> <p>この場合、市長の価値観はどのようなものなのか伺います。</p> <p>③障害者権利条約は「障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)を禁止」し、「障害者が社会に参加し、包容されることを促進」し、「条約の実施を監視する枠組みを設置」するなど、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。</p> <p>10月からは手当支給はなくなり、それにかわる施策の実施もなく、計画案すらない状況を障害者は受け入れなければなりません。手当にかわる代替策がない状態を続けることは、障害者権利条約が強く戒めている「合理的配慮をしない」ことによる障害者への差別に当たると考えます。「合理的配慮をしない」ということは、過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等を行わないことを指します。代替施策の実施へ速やかに移行出来ないのであれば、福祉基金への積み立て分を使って、最低でも来年度末まで支給を継続することを「合理的配慮」として行うべきと考えますが、市長の価値観に照らして見解を伺います。</p>			